

四條畷市国民保護協議会 会議録

開催日時：令和元年6月10日（月）午前10時

開催場所：市役所東別館2階 201会議室

出席者：東会長

委員16名（小山委員、角谷委員、中村委員、甲斐委員、林委員、植田委員、牧野委員、喜多委員、亀澤委員、西口委員、藤岡委員、山本委員、松川委員、豊留委員、中村委員、枅井委員）

事務局3名（大塚危機管理課長、山根木危機管理課課長代理、太田）

傍聴者2名

資料：次第、委員名簿、配席表、四條畷市国民保護計画の改訂について（諮問）、四條畷市国民保護計画（案）、四條畷市国民保護計画改訂の概要について、変更前と変更後の対照表

事務局員	<p>ただ今から、四條畷市国民保護協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、四條畷市都市整備部 危機管理課長の犬塚でございます。</p> <p>どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日、配付させていただきました資料が「次第」と「委員名簿」と「配席表」の3点でございます。</p> <p>また、事前に郵送させていただいており、本日、ご持参いただくようお願いしておりました資料が、「四條畷市国民保護計画の改訂について（諮問）」と「四條畷市国民保護計画（案）」と「四條畷市国民保護計画改訂の概要について」と「変更前と変更後の対照表」の4点でございます。</p> <p>本日の資料は以上となりますが、不足等ございませんか。</p> <p>続きまして、委員皆様方の出席状況を報告いたします。</p> <p>本協議会は四條畷市国民保護協議会条例第4条第2項の規定に基づき、会議の成立には過半数の委員の方のご出席が必要となっております。</p> <p>本日は委員総数30名の内、16名の委員のご出席をいただいておりますので、本協議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、本協議会の会長であります四條畷市長 東修平より、ご挨拶を申し上げます。</p>
------	--

<p>会 長</p>	<p>会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
<p>事務局員</p>	<p>続きまして、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿並びに配席図をご覧ください。</p> <p>私が、お名前をお呼びさせていただきますので、誠に恐縮ではございますが、自席でご起立いただきますようお願いいたします。</p> <p>まず始めに、近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官 小山 典久様です。</p> <p>大阪府枚方土木事務所 参事兼地域支援・企画課長 角谷 敦司様です。</p> <p>大阪府四條畷保健所長 中村 顕様です。</p> <p>大阪府四條畷警察署長 甲斐 俊也様です。</p> <p>大東四條畷消防組合消防長 牧野 功様です。</p> <p>大阪ガス株式会社 導管事業部北東部導管部導管計画チームマネジャー 中村 泰博様です。</p> <p>四條畷市消防団長 梶井 隆也様です。</p> <p>続きまして、本市職員の委員を紹介させていただきます。</p> <p>林 副市長です。</p> <p>植田 教育長です。</p> <p>喜多 危機統括監です。</p> <p>亀澤 都市整備部長です。</p> <p>西口 総務部長です。</p>

藤岡 総合政策部長です。

山本 市民生活部長です。

松川 健康福祉部長です。

豊留 保健センター所長です。

以上で出席委員の紹介を終わります。

なお、所用のため、ご欠席されております委員につきましては、委員名簿にてご確認いただきますようお願いいたします。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。

危機管理課課長代理の山根木です。同じく、危機管理課の太田です。

最後に、改めまして、私、危機管理課長の大塚でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

次に、議題に入らせていただきます前に、本日は傍聴希望者がおられます。

本日の会議につきましては、非公開とする理由は特になく考えられますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、ただ今より、傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

傍聴者の皆さまにお願い申し上げます。配付しております傍聴要領に記載の注意事項を遵守して、いただきますようお願いいたします。なお、席上に配付しております資料につきましては、会議終了後、元の席上にお戻しいたいただき、持

	<p>ち帰らないようお願いします。</p> <p>それでは、これより、議事に入らせていただきますが、四條畷市国民保護協議会条例第4条第1項において、「会長が議長となる」旨が規定されておりますので、これより議事の進行につきましては、東会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、東会長、よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま説明のありましたとおり、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様には、議事の進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号「四條畷市国民保護計画の改訂について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員</p>	<p>危機管理課の太田でございます。</p> <p>それでは、四條畷市国民保護計画の改訂につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、国民保護計画とは、武力攻撃事態や大規模テロ等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活や経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などを迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ策定する計画であります。今回の改訂は、平成19年の本市国民保護計画の策定後の国や大阪府等における上位計画等との整合や経年変化に伴う修正及び本市機構改革や防災計画等に対応するため、本計画を</p>

改訂しようとするものです。

改訂の経過につきましては、平成30年度早々に庁内の関係部長等がメンバーであります防災対策推進本部会議を開催して素案を作成しました。

次に、その素案について9月28日に大阪府に対して事前協議を申請しまして、12月28日にご回答をいただき、所定の修正を加え、計画原案を作成しました。

その後、この計画原案について、2月15日から3月15日までの1ヵ月間、パブリックコメントを実施し、結果、意見等の提出はありませんでしたが、併せて、意見照会をさせていただいておりました本協議会の委員の皆さまからいただきましたご意見等を踏まえまして、用語集における消防組合に関する説明文など、一部の補正を加えて、今回の計画（案）としております。

本日までの経過については、以上でございます。

それでは、四條畷市国民保護計画改訂（案）について、ご説明いたします。資料の「四條畷市国民保護計画改訂の概要について」をご覧ください。

主な修正点としては、まず、1点目、国の「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」の変更に伴うものとしております。

これらを踏まえた修正については、武力攻撃事態等合同対策協議会の新たな記載、情報収集、伝達体制の構築の記載や避難にあたっての留意事項等、法律、用語の定義、名称等、国・府との整合などについて追加修正しております。

次に、2点目、「国民保護法」との整合を図るために変更をおこなっております。これは、対策本部長・市長としての権限、国・府・市の実施する措置等、国民保護法に基づいた記載方法への整合などについて追加修正しております。

次に、3点目、本市の現行危機管理体制との整合を図るために変更をおこなっております。これは、配備体制、緊急情報ネットワーク（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、現行体制との整合などについて追加修正しております。

次に、4点目、市地域防災計画との整合を図るために変更をおこなっております。これは、対策本部の組織及び事務分掌について、四條畷市地域防災計画を準用することから、平成29年度に改訂した地域防災計画との整合などについて追加修正しております。

最後に、5点目、その他の変更として、四條畷市上下水道局の上水道に係る業務が大阪広域水道企業団へ承継されたこと、また、消防本部が大東四條畷消防組合として一部事務組合に移行したことに伴う修正や人口等の最新データへの時点修正、言い回しの整理、用語修正などについて修正しております。

以上で簡単ではございますが概要についての説明を終わります。

次に、資料の修正案、と新旧対照表についてご説明いたします。

改訂にかかる内容の修正箇所が多くなっておりましてので、修正箇所については、その主な箇所についてのみのご紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、対比表 4 頁をご覧ください、また、修正案では 1 頁になります。こちらにつきましては、第 2 節の記載ですが、従来からあった武力攻撃事態法、正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 79 号）を平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制の整備に伴って改正・改称されたことを受けて整合を図っております。

次に、対比表 5 頁をご覧ください、また、修正案では 4 頁になります。この法整備に伴い、従来の国における「武力攻撃事態等対策本部」の名称を「事態対策本部」へと修正しております。

ここで、国民保護計画における国民保護措置等について簡単にご説明申し上げます。修正案では、5 頁をご覧ください。

武力攻撃等が発生した場合、国・府・市等は、図のような流れで、国民保護措置等を実施することになります。

4 頁にお戻りください。「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」

を閣議決定し、「事態対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定します。

これを受け、府、市は、「国民保護対策本部」等を設置し、国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施します。

「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」は、主として、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処により構成されています。

「避難」では、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、府は市へ通知し、市が住民へ伝達します。次に、国が要避難地域と避難先地域を定めるので、これを受けて、大阪府は主な避難経路と交通手段等を示し、市を通じて住民に避難指示を行い、市が住民の避難誘導をします。

「救援」では、市は、大阪府から指示を受け、又はこれを補助して、避難施設等において、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等に対し、水、食料や医療の提供などを行います。

また、安否情報については、市が中心となって収集し、その情報を大阪府は整理して国へ報告を行い、住民等への提供は、市、大阪府及び国がおこないます。また、個人情報の保護には十分留意し実施することとしております。

「災害対処」では、市等が消火活動などを行うとともに、大阪府等と協力して、警戒区域を設定し、立入制限などを

行い、二次災害を防止してまいります。

以上、簡単ではございますが、国民保護措置等についてご説明申し上げました。

それでは、引続き、修正箇所のご説明に戻ります。

対比表 9 頁をご覧ください、また、修正案では 14 頁になります。ここでは、第 2 節 関係機関の事務又は業務の大綱を記載しております。まず、1 の地方公共団体の欄では、消防本部が大東四條畷消防組合として一部事務組合に移行したことへの修正を行っております。

次に対比表 10 頁を、修正案では 16 頁をご覧ください。

3 指定（地方）公共機関の欄では、水の安定的な供給として、四條畷市の水道業務が大阪広域水道企業団へ承継されたことから修正を行っております。

次に、対比表 11 頁から 16 項、修正案では 17 頁から 22 項までは、本市の地理的、社会的特徴について時点修正を行っておりますが、ご説明は省かせていただきます。また、後ほど、ご覧いただきたくよろしく申し上げます。

次に、対比表 17 頁を、修正案では 28 頁をご覧ください。

（2）避難、救援、災害対処に係る留意点として、新たに、核攻撃に対する避難退域時の検査と簡易除染を講じる必要があることを追記しております。

次に、対比表では 18 頁を、修正案では 35 頁をご覧ください。

第 2 編 武力攻撃事態等への対処、第 1 章 実施体制の確

立でございます。平成30年4月からの本市機構改革に伴う組織改編に合わせて、新たに「危機統括監」を設けております。このことから、対策本部に危機統括監を加え修正しております。

また、対比表では19頁を、修正案では引き続き、35頁をご覧ください。(2)原因不明の事案が発生した場合の ア 初動連絡体制についても、危機統括監を筆頭にした体制に修正しております。

次に、対比表では20から22頁を、修正案では37から39頁をご覧ください。こちらにつきましても、危機統括監を加えた体制に修正しております。また、市国民保護対策本部の構成につきましては、市災害対策本部に準じた構成とすることを明記しました。

次に、対比表では23頁を、修正案では41頁をご覧ください。

今回、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときには、現地調整所の設置を講じることを追記しております。

次に、対比表では27、28頁を、修正案では48頁をご覧ください。第2章 住民の避難において、その情報の伝達・通知方法に消防庁のJアラート（全国瞬時警報システム）、内閣府のEmネットの導入や、消防の一部事務組合に移行したことなどについて、修正をしております。

次に、対比表では32頁を、修正案では53頁をご覧ください。

(2) 避難の指示に伴う措置については、平成27年10月に大規模集客施設が開店したことから、必要な対策を取ることを追記しております。

次に、対比表では37頁を、修正案では84頁をご覧ください。

国民保護法第94条に規程された安否情報事務について、消防庁が運用する「安否情報システム」を利用することを追記しております。

次に、対比表では41頁から44頁を、修正案では92頁から99項をご覧ください。

法律の改正等に伴う修正に関して、感染症法の改正に伴う感染症名の変更、原子力規制委員会設置に伴う所管省庁の名称変更などの修正をしております。

最後に、対比表では47頁から56頁を、修正案では106頁から117項をご覧ください。本市の機構改革に伴う組織名称の変更を行い、災害時要援護者の表記を災害対策基本法に合わせた修正をしております。

以上、修正案の修正箇所についての説明とさせていただきます。

会長

事務局からの説明は終わりました。

何かご質問等、ございませんか。

(質問なし)

ご発言がないようですので、「四條畷市国民保護計画の改訂について」につきましては、原案のとおりとしてよろし

いでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、原案のとおりとさせていただきます。

次に、答申書につきまして、本日、委員の皆さまにご確認いただきたいと存じますので、答申書（案）をお配りしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

また、これらの答申に係る一連の事務処理は、私に一任願えますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、答申書（案）を配付いたします。

(答申書（案）を配付し、確認)

答申書（案）につきまして、何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

ありがとうございます。

答申書が完成しました後は、委員皆さまに速やかに、送付いたしますので、よろしくお願ひします。

次に、議案第2号「その他」について、を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局員

それでは、その他について、ご説明いたします。

	<p>今後のスケジュールにつきましては、答申ののち、国民保護法第35条第5項に基づき、大阪府への正式協議を行い、改訂作業は完成します。</p> <p>その後、議会報告を行い、その後、みなさまには、改めて、改訂した国民保護計画を配付させていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p> <p>ないようでございますので、以上をもちまして、本日の案件を終了いたします。</p> <p>円滑な議事進行に、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>最後に、本市といたしましては、国民保護計画に基づき、皆様とともに、より一層の対策に努めてまいり、所存でございますので、今後とも、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
事務局員	<p>以上をもちまして、国民保護協議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(会議終了)</p>